

# 不足給付金 対象確認フローチャート

令和7年1月1日時点で一宮町に  
住民登録がある

令和6年分所得税・令和6年度個人住  
民税で定額減税を受けている

令和5年度・6年度に住民税非課税世帯  
または均等割のみ世帯を対象とした給付金  
の対象世帯の世帯主・世帯員に該当した

次の1・2どちらにも当てはまる  
1. 令和6年分所得税と令和6年度分個人住民税  
所得割のどちらも定額減税前の税額が0円である  
2. 税制度上、「扶養親族」から外れてしまう  
例) 青色・白色事業専従者、合計所得48万円超

いいえ

令和7年1月1日時点で住民登録があった  
自治体にお問い合わせください

はい

令和6年分所得税と令和6年度個人住民税  
所得割から定額減税しきれない額がある

いいえ

いいえ

はい

定額減税しきれない額の合計額  
(1万円単位に切り上げた後)の全  
額を令和6年度当初調整給付として  
受け取っている

はい

**対象外  
です**

はい

いいえ

**不足額給付Ⅰ  
の対象となる可能性があります**

いいえ

はい

**不足額給付Ⅱ  
の対象となる可能性があります**